

令和 8 年度 基本仕様書
(システム開発、運用・保守及び企業展示イベント運営業務)

1 業務名

メタバースを活用した企業 P R 促進事業実施業務

2 業務の目的

広島市を中心とする広島広域都市圏（※）には、自動車産業をはじめとするものづくり産業を中心に、多様な産業がバランスよく集積し、高い技術力を誇る企業や、独自性の高い製品・サービスを生み出している企業も多数存在しているものの、特に若い世代に地域の優れた企業の魅力が十分に伝わっておらず、近年、大都市圏への若手人材の流出が大きな地域課題となっている。

本業務は、メタバースを活用して、主に若い世代を対象に、ものづくり企業をはじめとする地域の優れた企業の魅力等を効果的に発信することにより、将来は地元で働きたいという思いや地域企業への愛着の醸成を図ることを目的とする。

（※）広島広域都市圏

広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
島根県	浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

「ひろしまプライム企業メタバース展（以下、「メタバース展」という）」と称するメタバース空間を活用した企業展示イベントを開催するため、地域の優れた企業がその取組や魅力等を自由に発信できるメタバース空間を構築し、当該システムの保守運用を行うとともに、出展企業の円滑なブース運営支援や、空間利用の促進につながる各種施策を行い、メタバース展を適切かつ効果的に運営する。

4.1 仮想空間の構築・運営

下表の基本機能要件を満たし、広島広域都市圏域の歴史や自然、文化、ものづくり産業の特色などを表現した本事業オリジナルデザインの仮想空間を構築し、運営する。来場者にとって分かりやすく移動しやすいレイアウトで、将来的な機能追加等に柔軟に対応できる拡張性の高い仮想空間を設計すること。

<基本機能要件>最終的な機能要件は、提案内容を踏まえ、発注者との協議により決定する。

項目	内容
概要	・ 来場者が地域の魅力を直感的に感じられるような空間を創造すること。 ・ 特定のプラットフォームの仕様に依存せず、機能拡張が可能な独自のオリジナルメタバースの提案であること。
対象	・ 若い世代を中心とした広島広域都市圏内の住民
同時接続者数	・ 最大同時接続者数は 150 名以上とする。 ・ なお、負荷分散のために同一空間を複数設けることは可とするが、1 空間当たりの定員は最低 30 名以上とし、定員を超過した場合は自動で別の空間に入場できるようにすること。
設置期間 (会期)	令和 8 年 9 月上旬から令和 9 年 3 月 31 日まで

基本機能	<p>【コミュニケーション機能】 訪問者の投票機能やチャットによるコミュニケーション等、双方向のコミュニケーションを促進する機能を備えること。</p> <p>【チャット機能】 不適切な発言等を防止するフィルター機能を搭載したテキストチャット機能を備えること。 不適切利用が確認された場合に、当該機能の停止、又は特定利用者の利用制限を行える機能を備えること。 なお、機能の停止等については、発注者と協議の上で実施すること。</p>
アバター	<ul style="list-style-type: none"> ・アバター本体は男女各 6 種類以上とし、装飾（帽子・トップス・履物等）は多数用意すること。 ・1 ユーザーにつき、1 体のアバターを選択できるようにし、設定の際に、ユーザーの属性を登録させる機能を備えること。
動作環境	<p>専用アプリケーションが不要なブラウザ動作とし、PC、タブレット、スマートフォンに対応すること。</p> <p>対象ブラウザ：Google Chrome / Microsoft Edge / safari</p>
ドメイン	<ul style="list-style-type: none"> ・本空間専用の独自ドメイン URL にて、空間が公開できること。 ・原則として、独自ドメインの取得は避け、自治体公式ドメイン（*.city.hiroshima.lg.jp）を使用すること。
エントランス	<p>来場者がメタバース空間に入場した際の初期訪問地点として設け、主催者等からの案内掲示機能や出展企業ブースを検索できる機能を有するとともに、基本操作を習得できるチュートリアルを実装すること。</p>
企業ブースエリア	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業がブースを出展できるエリアを設けること。 ・製造品目などにより出展企業ブースのグループ分けができるよう、複数のエリアを設けること。 ・全てのエリアを合わせて、出展企業ブースは最大 50 社分を確保できるようにすること。 <p>【ワープ等機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出展企業ブースの一覧が表示される機能と選択したブースにワープ移動できる機能を有すること。 <p>【ブースコンテンツ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ブースに設定できるコンテンツは、動画、クイズ、画像、外部リンクなど、4 種類以上のコンテンツを取り扱えること。 <p>【コミュニケーション機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート機能や掲示板機能、訪問者の投稿ポストなどの双方向のコミュニケーション機能を備えること。
イベントエリア	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者や出展企業がイベントを開催できるエリアを設けること。 ・イベント未開催時は、エリアを表示しないようにできること。 <p>【プレゼンテーション機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者が登録した資料を会場内のメインスクリーンに投影できること。 <p>【アンケート機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成したアンケートを開始すると、参加者の画面にアンケートが表示され、リアルタイムで回答を収集・確認ができること。 <p>【コミュニケーション機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキストチャット機能、及びボイスチャット機能を備えること。管理者は来場者のボイスチャット機能を ON/OFF 切り替えができること。
ギャラリーエリア	<p>【空間構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者が映像展等を開催できるエリアを設けること。 ・映像展等未開催時は、エリアへ入場できないようにすること。

	<p>【動画等投影機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアをブロック分けし、発注者向け管理画面から設定した動画等の映像資料を来場者がブロックを巡りながら視聴できるようにすること。 <p>【アンケート機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート機能や掲示版機能、訪問者の投稿ポストなどの双方向のコミュニケーション機能を備えること。
訪問者促進機能	<ul style="list-style-type: none"> ・企業ブースへの訪問数の増加や、ブース間の回遊を促す効果が期待できる機能を実装すること。
管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ・Web ブラウザでアクセスできる専用の管理画面を構築すること。 ・出展企業及び発注者の権限に応じて操作・閲覧可能な範囲を明確に切り分けること。 <p>【出展企業向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本管理画面では出展企業ごとに個別のアカウントを発行し、出展企業が自社のブースコンテンツ情報を設定できる、専用の管理ページへアクセスできること。 ・管理ページは、専門知識がなくとも自社のブースコンテンツ情報（動画、画像等）を容易に登録・更新できるデザインとすること。 ・更新内容は、本番環境へ反映申請する前に、別途用意された検証環境のメタバース空間内で、出展企業が変更したコンテンツ情報を確認できること。 ・自社ブースにおける訪問数、コンテンツ閲覧数などのログデータが、管理ページから確認できること。 <p>【発注者向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタバース全体を統括管理できる管理者権限が付与され、個別アカウントへの適切な情報管理ができること。 ・全体を統括管理できる管理者アカウント（特権アカウント）を作成し、業務上必要最小限の者に限定して付与できるようにすること。 ・特権アカウントは、共用IDを用いず、個人を識別可能な形で管理すること。 ・管理画面へのアクセスについて、不正利用防止の観点から、アクセス時の多要素認証の適用やアクセス元の制限等の適切な対策を講じること。 ・エントランスに掲示される案内情報の登録ができること。 ・出展企業がブースコンテンツの情報を更新した場合、更新内容を確認し、承認後に本番環境へ反映させる承認ワークフローを備えたシステム機能が実装されていること。 ・イベント設定機能では、イベント名、開催期間等を管理ページから設定できること。また、イベント会場への入場時には、パスワードによる入場制限機能を備えること。 ・ギャラリー設定機能では、ギャラリーの設定と展示する動画の設定が出来ること。 ・本空間全体の各種ログデータ（下記「ログデータ仕様」参照）を、期間を指定して確認できること。 ・本空間内での迷惑行為等に対する対策として禁止用語の設定を管理画面から登録出来ること。
保守・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリケーション及びサーバーの保守管理を行い、必要に応じて報告を行うこと。最大同時接続者数等を考慮し、安定稼働に足る容量を確保したサーバー構成とし、常時保守・管理を行うこと。また、本空間内での迷惑行為等に対する対策を講じ、実施する。
ログデータ仕様	<p>【全体ログ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア別の総来場者数、平均滞在時間等 <p>【企業ブースログ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ブースの来場者数、各コンテンツの閲覧数等 <p>【イベントログ】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・各イベントの来場者数、各コンテンツの閲覧数等 【出展企業用企業ブースログ】 ・自社ブースの来場者数、各コンテンツの閲覧数等 <p>※ユーザーの属性別の分析が可能な仕様とすること。なお、個人が特定されない形で集計・分析を行うこと。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4.2 出展企業の募集・受付及び選定協力

- 出展企業の要件：原則として、圏域内に本社、支社、工場等を有し、以下のいずれかの基準を満たす企業とする。
 <出展基準>
 - ① 東証プライム上場企業
 - ② 経済産業省の「地域未来牽引企業」に選定されている企業
 - ③ 広島県の「ものづくりオンリーワン・ナンバーワン企業」に掲載されている企業
 - ④ 広島市が認定する「ザ・広島ブランド」に認定された製品を有する企業
 - ⑤ その他優れた技術等を有する、もしくは①～④に準ずると認められる企業
- 申込受付：専用ウェブサイト上に展覧申込ページを作成し、オンラインで申込みを受け付け、出展基準への適合を確認する。
- 費用及び期間：出展費用は無料とする。出展期間はメタバース展開設日から令和9年3月31日までとし、事業が継続される限り原則として1年ごとの自動更新とする。
- 募集：参加目標数を50社とし、候補企業への働きかけや、幅広い募集活動を行い、応募状況を発注者に報告する。
- 選定協力：出展企業の最終決定は発注者が行う。応募多数の場合、事業の趣旨に合致し、参画意欲の高い企業が選定されるよう、発注者の選考に協力する。

4.3 事業の周知、広報

- キービジュアル等を用いて本事業の専用ウェブサイトデザイン・作成する。また、原則として、独自ドメインの取得は避け、自治体公式ドメイン（*.city.hiroshima.lg.jp）を使用し、外部ホスティングサービス等を活用して運営・保守を行うこと。なお、ドメインは発注者に確認の上で決定すること。
- 専用ウェブサイトは、出展企業の募集や事業案内など、時期に応じて内容を適宜更新し、コンテンツの充実を努める。常時セキュリティ対応、サーバー監視、障害対応等の保守管理も行うこと。
- チラシやSNS等の多様な媒体で効果的に活用可能な多様な素材を、必要なタイミングで提供すること。
- 訪問者の増加に向けた取組として、専用ウェブサイトやSNSでのPR動画配信、訪問者向けチラシの作成・配布など、発注者と連携して広報活動を実施すること。

4.4 その他支援業務

- システムの運用・保守を行うとともに、運営事務局として、メタバース展の円滑な運営を行うこと。
- 出展企業ブース作成・運営支援：
 - ・ ブース管理やコンテンツ作成に関する詳細なマニュアルを作成すること。マニュアルには、実践的な内容としてショート動画のサンプル（3本程度）とその制作過程も記録・反映すること。
 - ・ 上記マニュアルに基づき、現地及びオンラインのハイブリッド方式による出展企業向け説明会を開催すること。
 - ・ 出展企業からのコンテンツ制作等に関する個別相談に積極的に応じるとともに、出展企業が登録・更新するコンテンツ情報が適切かどうかを本番環境に反映する前に確認すること。
- イベントエリア運営支援：

発注者や出展企業がイベントエリアでイベントを行う際、開催されるイベントが円滑に実施できるよう、運営に関する個別相談に積極的に応じること。

- ギャラリーエリア運営支援：
発注者がギャラリーエリアで映像展等を行う際、当該映像展のテーマに沿った空間デザインに装飾するとともに、開催される映像展等が円滑に実施できるよう、運営に関する個別相談に積極的に応じること。
- 学校現場での活用支援：開発したメタバースを小中学校の授業等で活用するため、教員向けの操作マニュアルや授業での活用案、説明資料等を作成し、教育機関への導入を支援すること。

5 成果物

成果物は、以下の通りとする。

成果物は、その電子データを本市が別途指定する電磁的記録媒体にて1式提出すること。

なお、成果物のうち、本市が特に必要と認めるものについては紙での提出を求めることがある。

5.1 システムに関する成果物

- メタバースアプリケーション本体（指定の環境で動作するもの）
- 仕様書
- 運用・保守マニュアル
- 教員向け操作マニュアル

5.2 報告書に関する成果物

成果については、発注者が、出展企業の競争上の地位を害すると認められる内容など、公にすることが不適切な情報を除いた上で、本事業の成果物として広報等に使用できるものとする。

- 月次利用状況報告書（全体の訪問者数/各ブースの訪問者数/各コンテンツの閲覧数/各ブースへの滞留時間等の集計結果）
- 出展企業及び訪問者へのアンケート調査結果と分析
- 委託業務実施報告書（全業務期間の結果を総括したもの）

6 運営管理

- 業務の実施にあたり、統括責任者を1名、事業担当者を1名以上配置し、必要な場合に、緊急の打ち合わせや改善等に迅速に対応できる機動性の高い体制を確保すること。
- 本事業に関する問い合わせ窓口（電子メール及び電話）を設置し、平日の午前9時から午後5時までを基本として、出展企業や訪問者からの問い合わせに対応する。
- 業務に関する打合せは、業務着手時のほか、必要に応じて適宜行う。

7 業務を進める上での留意事項

- 採択された企画提案書の内容に沿って業務を行うこととし、提案した内容から逸脱したものであってはならない。
- 業務を進める上で必要となる資料等は、受注者の求めに応じ、発注者が提供の可否を判断した上で提供する。
- 発注者から受注者に業務の進捗状況等についての報告を求めた場合には、受注者は速やかに報告するとともに、必要な資料を提出しなければならない。

8 再委託等の制限

- 本業務の主要部分であるメタバース空間のシステム開発及び保守・運用業務について、品質管理・迅速な対応の観点から、第三者への再委託は原則として認めない。ただし、チラシ等の印刷物作成に関する軽微な業務は除く。
- 受注者は、発注者の文書による承諾を得なければ、この契約に係る業務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る業務を第三者に承継することはできない。

9 成果品の権利及び利用

本業務により作成される著作物（メタバース空間、ウェブサイト、動画、資料等）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従前から権利を有していた固有の知識、技術等に関する権利については受注者に留保するものとし、この場合においても、発注者は当該権利等を無償で使用できるものとする。

10 契約終了後の取扱い

10.1 対象データの範囲

本業務において取り扱う次のデータを対象とする。

- ・ 来場者及び出展企業に関する各種ログデータ
- ・ 来場者属性情報及び分析用データ
- ・ 出展企業が登録したコンテンツデータ
- ・ 管理画面の設定情報及びアカウント情報
- ・ その他、本業務の遂行に伴い生成・取得した全てのデータ

10.2 データの帰属

本業務により生成・取得されたデータの帰属は、全て発注者に帰属するものとする。

10.3 データの引継ぎ

契約終了時又は発注者から求めがあった場合、受注者は、発注者が指定する形式により、本業務に関するデータを引き渡すこと。

なお、データ形式及び引渡し方法については、発注者と協議の上で決定するものとする。

10.4 アカウント及びアクセス権の無効化

契約終了時には、管理者アカウント及び出展企業アカウントを含む全てのアカウントを速やかに無効化すること。

ただし、契約終了後に別途契約締結し、事業を継続する場合はこの限りではない。

10.5 データの消去

受注者は、契約終了後又はデータ引継ぎ完了後、受注者が管理する環境上に保存された本業務に関する全てのデータを、復元不可能な方法により消去すること。

クラウドサービス等を利用している場合も同様とし、バックアップデータを含め、確実に消去すること。

10.6 消去完了の証明

受注者は、前項のデータ消去が完了したことを証明するため、消去対象、消去方法及び消去実施日を明記したデータ消去報告書を作成し、発注者へ提出すること。

11 その他

- 受注者は、契約締結日から 10 日以内に実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。
- 仮想空間の構築期間中においては工程ごとなど、運用・保守期間中は月 1 回など、発注者への定期的な報告・協議を行うこと。
- この仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議の上で定めるものとする。